

習志野市成年後見センター 設置検討委員会 報告書



習志野市ご当地キャラ「ナラシド♪」

習志野市成年後見センター設置検討委員会

平成27年10月

はじめに

このたび習志野市成年後見センター設置検討委員会報告書がまとまり、みなさまにご覧いただくこととなりました。

高齢化が一層進展していく状況のもとで、後見制度の利用が必要な方はますます増加しており、また障がい・病気などにより、法律行為などをするのが困難な方が、地域で自分らしく生活していくため、後見制度は大きな助けになる社会のインフラともいうべきものです。その後見制度の担い手の一翼として、ご本人と同じ地域に暮らす市民による、支え合い、助け合いに根ざす市民後見人の活躍が求められています。

そのような状況のもと、習志野市成年後見センター設置検討委員会は、平成25年に設置された習志野市市民後見推進検討委員会を前身とし、その検討結果をふまえ、平成26年4月にあらたに設置されました。市民後見推進検討委員会で検討された、市民後見人による成年後見制度の実現に向けて、習志野市にふさわしいあり方について、さらに検討を重ねてきました。今回の成年後見センター設置検討委員会では、具体的な市民後見推進の体制を確認し、成年後見センターの運営、具体的業務、市民後見人の養成・受任のための支援体制や、今後の関係機関・行政との連携やセンター常設に向けた計画について議論しています。

また、すでに平成26年秋から、市民後見人養成講座が開催されています。養成講座は、フィールドワークを含み約44時間に及ぶものでしたが、27人の熱心な受講生の方々が無事、第1期の講座を修了されました。これほど多くの熱意ある市民の皆様から名乗りをあげていただいたことに、あらためて習志野市民の皆様に関心・意識の高さと、支え合い、助け合いの心意気を実感した次第です。

これから成年後見センター設置を前に、市民の皆様のご理解・ご協力と、市行政のますますの推進力が必要とされています。成年後見制度、そしてそれを支える市民後見人の取り組みが、社会に信頼され、頼りにされる存在となるよう、みんなで育てていきましょう。

平成27年10月

委員長 福田 佐知子

目次

I 成年後見センター設置検討委員会の設置まで	・・・1
1 成年後見制度の意義と市民後見推進の必要性について	・・・1
2 習志野市市民後見推進検討委員会での検討から習志野市 成年後見センター設置検討委員会での検討へ	・・・1
II 市民後見推進体制図	・・・3
1 本市が目指す市民後見推進体制図について	・・・3
III 成年後見センターが担うべき業務について	・・・5
1 成年後見センターが担うべき業務の範囲	・・・5
2 市民後見人の養成について	・・・6
3 市民後見人の受任のための支援体制について	・・・9
4 関係機関及び習志野市との連携等について	・・・10
IV 成年後見センターの運営法人等について	・・・11
1 成年後見センターの運営法人等について	・・・11
V 成年後見センターの常設に向けた計画について	・・・13
1 成年後見センターの常設に向けた計画について	・・・13
2 成年後見センター運営委員会の設置について	・・・15
※参考資料	・・・16

I 成年後見センター設置検討委員会の設置まで

1 成年後見制度の意義と市民後見推進の必要性について

(1) 成年後見制度の意義

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な成年者を保護し、支援する制度である。

判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産の管理、介護等のサービスや施設入所の契約締結、遺産の分割などの法律行為を自分で行うことが困難であると考えられる。更には、自分に不利益な契約を十分に理解できないまま契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもある。

成年後見制度は、こうした判断能力の不十分な方々を保護し、支援していくために、契約の締結などの代行や、あるいは本人が誤った判断に基づいて契約をした場合はそれを取り消すことができる等の権限を、判断能力の程度に応じて成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人に与えることができる制度である。

このため、成年後見制度は、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に生活するためのインフラとして整備しなければならないものであるといえる。

(2) 市民後見推進の必要性について

成年後見制度は、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者、障がい者の増加に伴い、その必要性が一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。

成年後見制度に対するニーズや諸課題に対応するためには、親族や弁護士などの専門職による後見人（専門職後見人）がその役割を担うだけではカバーできず、専門職後見人以外の第三者後見人（市民後見人）も重要な役割を果たすことが求められ、市民後見人の育成・支援が急務となっている。

2 習志野市市民後見推進検討委員会での検討から習志野市成年後見センター設置検討委員会での検討へ

(1) 習志野市市民後見推進検討委員会での検討

本市における成年後見制度の現状やニーズ把握を行うとともに、市民後見人の活動内容や育成、支援の方法について検討するため、平成25年5月1日に習志野市市民後見推進検討委員会を設置し、平成26年2月までに5回の検討を行った。

その結果、市民後見人は、地域に住む身近な存在として、法的に認められた権限をもって被後見人を見守り、支える役割を担う成年後見人であり、

市は、市民後見人の養成・支援機能、成年後見や権利擁護に関する相談機能、成年後見機能及び普及活動を行うための拠点となる「成年後見センター」の設置が必要であるとの結論に至った。

(2) 習志野市成年後見センター設置検討委員会での検討

成年後見制度の利用に関する相談及び各種の支援を行う「成年後見センター」の設置に関する事項を検討するため、平成26年4月17日に「習志野市成年後見センター設置検討委員会」を設置し、平成27年8月までに5回の検討を行った。

習志野市成年後見センター設置検討委員会の設置要綱、構成員及び会議での主な検討内容は、資料編の4から6までに記載のとおりである。

II 市民後見推進体制図

1 本市が目指す市民後見推進体制図について

次ページの図は、平成30年度に設置することを目指し取り組んでいく必要があることとされた、成年後見センター常設後の市民後見推進体制図である。

(1) 成年後見センターの運営

図の中央上にある習志野市から、図の中央下にある成年後見センターに業務委託、指導監督を行い、成年後見センターから習志野市に対し業務報告を行うものとする。

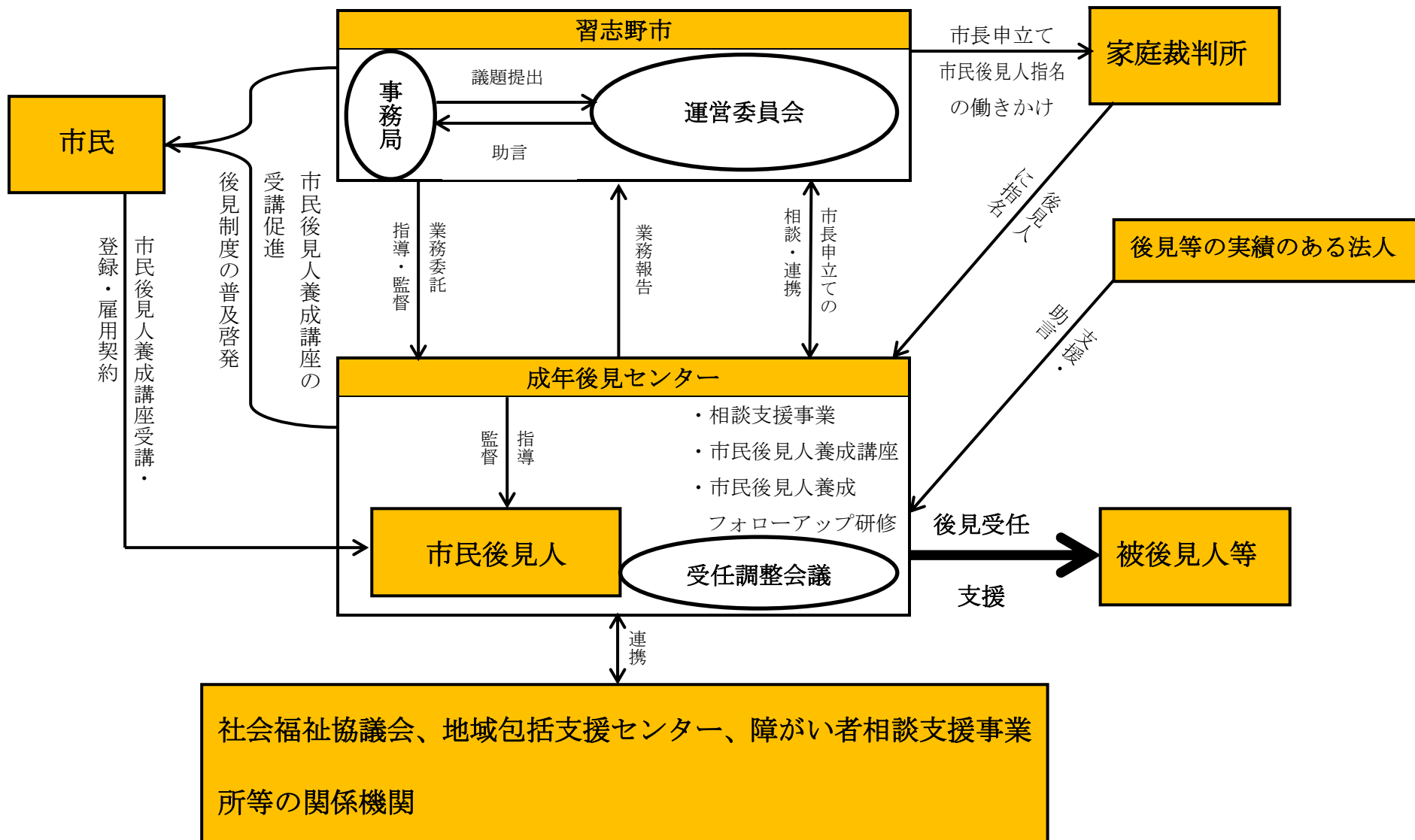
また、成年後見センターの運営に関して生じた課題や、運営状況については、事務局である高齢者支援課から運営委員会に議題を提出し、適宜助言をされたい。

(2) 成年後見制度の普及啓発、後見等の受任

図の左側にある市民の方に対し、習志野市と成年後見センターが協働し、制度の普及啓発や講座の受講を促進していき、より多くの方から、市民後見人養成講座の受講や市民後見人の登録をしていただけるよう努めるものとする。

また、市長申立ての実施に当たっては、市と成年後見センターが密接な連携を取り、市長申立ての案件のうち、市民後見人が受任するにふさわしい案件であれば、成年後見センターを候補者として申し立てをするなど、成年後見センターが後見人に指名されるよう家庭裁判所に働きかけ、成年後見センターの受任につなげるよう努めることとされたい。

また、実際の後見活動については、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等の関係機関と連携し、後見等の実績ある法人からの支援や助言を受けながら活動していく必要がある。



Ⅲ 成年後見センターが担うべき業務について

1 成年後見センターが担うべき業務の範囲

(1) 市民後見推進検討委員会における報告

市民後見推進検討委員会からは、次の通り報告された。

「習志野市市民後見推進検討委員会報告書」18ページより抜粋

1. 成年後見センターに求める機能

① 養成・支援機能

- 市民後見人養成研修の実施
- 市民後見人養成研修修了者へのフォローアップ研修の実施
- 市民後見人・親族後見人の活動支援
- 市民後見人の個人受任

② 相談機能

- 成年後見に関する相談支援
- 人権擁護に関する相談支援
- 後見等申立てに関する相談支援

③ 成年後見機能

- 成年後見人等・成年後見監督人の受任
- 市民後見人とのペア受任

④ 普及活動

- 習志野市における成年後見制度の普及活動



(2) 習志野市成年後見センター設置検討委員会による再検討

成年後見センターに求める機能は、上記「習志野市市民後見推進検討委員会報告書」のとおりとするが、成年後見制度は、財産管理や身上監護を行い、被後見人の権利を守るための制度であり、通常権利擁護という言葉を用いている。そのため、②相談機能のうち、「人権擁護に関する相談支援」については、「権利擁護に関する相談支援」とされたい。

なお、具体的な相談内容としては、次のとおりとされたい。

ア 成年後見制度全般に関する相談

イ 具体的な後見等申立てに関する相談

ウ 既に事案を受任している親族後見人や、市民後見人への助言

2 市民後見人の養成について

(1) 市民後見人養成講座の体系について

地域の事情に詳しく、きめ細やかな対応が期待できる市民後見人を養成するため、市民後見人として最低限必要な理論を市民後見人養成講座で学び、より実践的な内容を市民後見人養成フォローアップ研修で行うこととされたい。

(2) 市民後見人養成講座について

ア 講座の目的

市民後見人に最低限必要な理論を学ぶ。

イ カリキュラム

カリキュラムは、資料編の資料1に記載のとおりとし、平成26年度市民後見人養成講座と同じとする。

ウ 費用

受講料は、負担とならずに参加できる費用であることや、幾分かの費用負担を課すことで受講生の意識を高めることを考慮し、平成26年度と同様に、1000円とする。

エ 受講の修了

座学18単位、体験実習11単位のうち、およそ8割の座学14単位、体験実習9単位を修得した者を修了者とし、受講修了書を交付する。

オ その他

- 座学の講義内容

座学の講義内容については、初めて勉強する方に合わせて講義をするよう留意し、平易な説明となるよう努める。

- 同行訪問について

同行訪問については、実践編として、下記(3)の市民後見人養成フォローアップ研修に移行することを検討したが、受講生からの評判がよかったことや、後見活動を行うに当たっては、早期に実務を把握しておくことが重要になることから、引き続き市民後見人養成講座の中で実施していくこととする。

- 事前ガイダンスの開催時期について

平成26年度の市民後見人養成講座においては、講座受講申込みの後に事前ガイダンスを行ったところ、カリキュラムに負担感を感じる等の理由から2名の辞退者があった。

そこで、平成27年度の市民後見人養成講座の実施に当たっては講座受講申込みの前に事前ガイダンスを実施されたい。

事前ガイダンスの実施回数は、1回とし、事前ガイダンスに参加しなくても、講座受講申込みは可能とする。この場合においては、申込者に対し、市民後見人養成講座の趣旨を説明し、理解を得た上で申込手続きを行うことが望ましい。

(3) 市民後見人養成フォローアップ研修について

ア 講座の目的

後見人としての実務を学び、市民後見人養成講座において学習した内容の維持発展を行う。

イ カリキュラム

カリキュラムは、資料編の2に記載のとおりとし、平成27年度市民後見人養成フォローアップ研修と同じとする。

ウ 費用

2日間とも座学であることを考慮し、無料とする。

エ 受講の修了

市民後見人養成講座のフォローアップのための講座であることから、受講修了書等は交付しない。

(4) 市民後見人の養成目標人数について

本市で平成25年度に実施した「権利擁護ニーズ調査」の結果によれば成年後見制度の利用が必要な方が158人であった。

専門資格を有さない市民後見人は、市民後見業務以外の他の仕事等を掛け持ちながら業務を遂行することが想定されるが、1人の市民後見人が適切に業務を遂行することができる受任件数は、1人当たり2件程度が妥当であると考えられることから、市民後見人1人あたり2名分の受任をする想定し、80人程度の後見人を養成することを目標とする。

また、高齢者人口の増加等により、成年後見制度に対する需要は更に高

まることが予想されることから、定期的に成年後見制度の利用が必要な方の人数を把握し、適切な人数の市民後見人を養成するよう努められたい。

また、養成した市民後見人が成年後見制度の利用が必要な方へ結びつくよう、市は積極的に支援を行うこととされたい。

3 市民後見人の受任のための支援体制について

(1) 市民後見推進検討委員会における報告

市民後見推進検討委員会からは、次の通り報告された。

(習志野市市民後見推進検討委員会報告書13ページより抜粋)

【支援体制として求められること】

- ① 随時の相談対応と協力の支援
 - ・「法（弁護士、行政書士、司法書士）」、「医療（医師）」、「福祉（社会福祉士・精神保健福祉士・市の担当者）」の専門職に相談できる場の確保
 - ・休日・夜間も含め、専門後見人への相談できる体制の確保
 - ・書式の変更や研修の開催などの情報提供
- ② 後見人に対する監督業務
 - ・3か月ごとに後見活動報告や財産目録の提出、確認

【監督の視点】

身上監護面の確認点：訪問頻度、被後見人との会話や身体状況、施設の担当者との会話や情報交換の状況、住居環境の変化、入所先や入院先での本人の意向等

財産管理面の確認点：当初又は前回との収支の変化がわかる財産目録・通帳、金銭出納帳、請求書、領収書等の内容確認、手元現金額の提出・提示

- ③ 公的な財政措置
 - 後見報酬、活動経費、賠償責任保険の保険料
- ④ 市民の理解を得るための啓発活動
- ⑤ 継続的な研修の実施
- ⑥ 他機関との交流の機会の提供
 - 地域住民、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、制度ボランティア、ケアマネジャー、介護保険・障がい福祉サービス事業者等と連携を図り、地域での支えあいの仕組みを築くことが重要と思われる。

(2) 成年後見センター設置検討委員会での検討内容

後見等の受任をするためには、家庭裁判所からの信頼が求められることから、市民後見人のバックアップ体制が重要である。

習志野市の成年後見センターにおいては、市民後見推進検討委員会において提言されている上記の事項を実施し、市民後見人を支援していく必要がある。

そのためには、現に後見等を受任している団体の仕組みを学ぶことや、家庭裁判所との協議を通して、後見等を受任できる体制を整える必要がある。

また、本市が実施する市民後見人養成講座受講修了者に対し、相談支援業務の状況を報告し、また、個人情報に配慮したうえで、実際に相談等があった事例を基に勉強会等を実施するなど、本市が養成した市民後見人に対し成年後見センターとして積極的に支援を行うべきと考える。

さらに、市は、経済的理由が制度利用の妨げとなることのないよう被後見人が支払うべき報酬に対する助成の拡大についても検討されたい。

4 関係機関及び習志野市との連携等について

- (1) 社会福祉協議会をはじめ、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、障がい者の家族団体、医療機関、弁護士等の専門職団体、金融機関、警察、消費生活センター、家庭裁判所、民生委員児童委員、高齢者相談員など、幅広く情報提供、連携を図っていく必要がある。
- (2) 特に、習志野市とは密接な連携を取り、定期的な情報交換や、個別ケースについての情報交換、成年後見制度を必要とする方を紹介し合い、一人でも多くの方の権利擁護を図っていく必要がある。
- (3) また、成年後見センター（権利擁護センター）は、障がい関係団体との連携が弱いという特徴があるため、障がい者福祉担当課で把握している情報を活用しながら、成年後見センターの普及に努めていく必要がある。

IV 成年後見センターの運営法人等について

1 成年後見センターの運営法人等について

(1) 市民後見推進検討委員会における報告

市民後見推進検討委員会からは、次の通り報告された。

(習志野市市民後見推進検討委員会報告書18ページより抜粋)

市民後見人が個人受任できるよう育成するためには、①市民後見人が経験と実績を重ねられるよう環境を整えること、②市民後見人の育成状況を的確に把握すること、③家庭裁判所との情報交換を密にすること、④市民後見人が個人受任を受託しても必要な支援を提供できることが条件としてあげられる。

この4つの条件を踏まえ、法人型での支援体制を整備するには、下記の条件に合う法人に委託することが必要である。

さらに、実施主体である市は、その事務が適正かつ効果的に行えるよう指導・監査等を実施することが重要である。

【委託法人の条件】

- ① 成年後見に取り組む目的が、営利目的としない団体であること。
- ② 実施要綱等の整備及び法人運営委員会の設置がされていること。
- ③ 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者それぞれの成年後見の実績を伴う団体であること。
- ④ 弁護士・司法書士・社会福祉士等の複数の専門職後見人が所属または、顧問契約等している団体であること。
- ⑤ 市民後見人の支援体制が整備されている（または、整備できる）団体であること。
 - ・市民後見人に対し、随時の相談対応と、協力や支援ができること。
 - ・市民後見人に対し、3か月ごとに身上監護面及び財産管理面の視点に立った後見業務の確認をすることで、監督業務を遂行できること。
 - ・市民後見人が、新しい情報や知識を得るために、継続的な研修と情報提供ができること。
 - ・専門職を交えた事例検討会に市民後見人が出席できること。
- ⑥ 家庭裁判所、市町村、専門職等との協力関係の基盤が整備されていること。
- ⑦ 成年後見の実施にあたり、被後見人やその親族からの寄付や贈与を受け取ることを禁止するという執務規則等が整備されていること。
- ⑧ 被後見人等の財産管理について、組織として、管理・監督できる体制が整っていること。
- ⑨ 業務に関する情報公開がされていること。

(2) 成年後見センター設置検討委員会での検討結果

受託法人について下記の3パターンを検討した結果、パターン1の習志野市独自の法人とすることがよいと考えられる。そのため、市民後見推進検討委員会において提言された、「③認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者それぞれの成年後見の実績を伴う団体であること。」という要件を改め、「③法人の代表者が、法人後見を行っている団体での法人後見の実績を持ち、成年後見の実績を持つ法人の協力を得ることができること。」を委託先の要件とする。

- ア パターン1 習志野市独自の新しい法人を立ち上げ、業務を委託する。
- イ パターン2 既に後見実績のある法人に業務を委託する。
- ウ パターン3 後見の実績がある法人の中に習志野支部を設置し、市民後見人には当面の間、法人内の支部員として活動していただく。習志野市独自の法人の設立準備が整い次第、支部に所属していた市民後見人が習志野市独自の法人に移る。

(3) 委託法人の種別について

本業務は、一般社団法人、公益社団法人又は NPO 法人のいずれかに委託することと思われるが、一般社団法人は、他の法人と比較し、簡単に設立することができる反面、公益社団法人や NPO 法人と違い、所轄庁がなく、監督を受けていないことから、法人の適格性について留意すること。

(4) 人員配置について

平成26年3月27日付けで社会福祉法人全国社会福祉協議会にて発行している「「権利擁護センター等」の具体化に向けて」によれば、成年後見センターの職員体制として、常勤換算で3.5人の人員を配置している。行う業務によって必要な人員は変わるが、習志野市では、成年後見センターが担うべき業務の多くを行うことから、平成30年4月の常設時には、少なくとも常勤換算で3人程度の人員配置が必要と考えられる。また、成年後見センターの職員は、市民後見人からの相談を受ける立場であることから、社会福祉士等の専門職であり、後見等の受任実績のある者が望ましい。

V 成年後見センターの常設に向けた計画について

1 成年後見センターの常設に向けた計画について

(1) 市民後見推進検討委員会における報告

市民後見推進検討委員会からは、次の通り報告された。

「習志野市市民後見推進検討委員会報告書」19ページより抜粋

■ 成年後見センター設置に向けた計画(案)

成年後見センターに求める機能	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
① 養成・支援機能				
● 市民後見人養成研修の実施	○	○	○	○
● 市民後見人養成研修修了者への フォローアップ研修	○	○	○	○
● 市民後見人・家族後見人の活動支援	月 2 回	週 1 回	週 2 回	市内定点
● 市民後見人の個人受任への支援				○
② 相談機能				
● 成年後見に関する相談支援	月 2 回	週 1 回	週 2 回	市内定点
● 人権擁護に関する相談支援	月 2 回	週 1 回	週 2 回	市内定点
● 後見等申立てに関する相談支援	月 2 回	週 1 回	週 2 回	市内定点
③ 成年後見機能				
● 成年後見等の受任	○	○	○	○
● 市民後見人のペア受任	○	○	○	○
④ 普及活動				
● 成年後見制度の普及活動	△	○	○	○

(2) 成年後見センター設置検討委員会での検討結果

上記「習志野市市民後見推進検討委員会報告書」のとおりとするが、④の普及活動について、平成27年度は、市の高齢者支援課等で行うこととされたい。また、平成28年度以降は成年後見センターの機能の一つとして、事業委託することとされたい。

なお、②相談機能のうち、人権擁護という表現は、本報告書②の「Ⅲ 成年後見センターが担うべき業務について1(2)」に記載のとおり、権利擁護とされたい。

(3) 成年後見センター常設時の設置場所について

成年後見センターは市内に1か所設置するものとなることから、第一に公共交通機関による来場が容易であることが望まれる。また、成年後見センターの利用者は、後見に関する相談の他、日常生活上の様々な相談ごとを抱えていることが予想されることから、各種相談を行える窓口等と近接していることが望まれる。

また、習志野市においては、今後新庁舎の建設が予定されていることから、利用状況等を勘案しながら、適切な設置場所を選定するよう努められたい。

2 習志野市成年後見センター運営委員会の設置について

(1) 成年後見センター設置検討委員会の解散について

習志野市成年後見センター設置検討委員会設置要綱附則第2項の規定により、成年後見センターを設置する平成27年10月1日をもって習志野市成年後見センター設置検討委員会を廃止する。

(2) 成年後見センター運営委員会の設置について

成年後見センターを運営していく中で新たな検討課題が出てくる可能性を考慮し、「習志野市成年後見センター運営委員会」を設置されたい。

(3) 習志野市成年後見センター運営委員会の概要

習志野市成年後見センター運営委員会の職務、委員の数、委員の構成等については、次のとおりとされたい。

イ 職務

- 成年後見センターの運営状況の把握に関すること。
- 成年後見センターの運営に係る指導に関すること。
- 後見等の受任調整に関すること。
- その他成年後見センターの運営の適正化に資すること。

ウ 委員の数

5名程度。

エ 委員の構成

- 法律関係者（例：弁護士その他成年後見業務の実務に携わる者）
- 福祉関係者（例：社会福祉士その他成年後見に関する相談業務に携わる者）
- 行政関係者（例：成年後見に関する相談業務に携わる者）。

オ 関係者の出席

- 必要に応じて、医療関係者や学識経験者等の関係者に出席を要請することとされたい。

カ 第1回成年後見センター運営委員会の設置時期

平成28年度当初に開催されたい。ただし、早急に解決すべき課題がある場合は、平成27年度中の開催も検討されたい。

【資料編】

1 平成26年度市民後見人養成講座カリキュラム及び受講者数	-17-
2 平成27年度市民後見人養成フォローアップ研修カリキュラム 及び受講者数	-19-
3 市民後見人養成講座チラシ	-20-
4 習志野市成年後見センター設置検討委員会設置要綱	-22-
5 習志野市成年後見センター設置検討委員会委員	-24-
6 習志野市成年後見センター設置検討委員会検討内容	-25-

資料1 平成26年度習志野市市民後見人養成講座カリキュラム及び受講者数

日時	時限	時間	講義内容
1日目	1	90分	開講式 受講生スピーチ
	2	90分	市民後見人と職業倫理 成年後見制度序論
	3	90分	成年後見制度について 法定後見
	4	90分	後見事務の実際① 手続き関係(申立・事務報告)
	5	60分	成年後見制度について 任意後見
2日目	1	90分	対象者の理解①認知症高齢者 (認知症サポーター養成講座)*受講済の場合省略可
3日目	1	90分	対象者の理解② 知的障がい者
	2	90分	対象者の理解③ 精神障がい者
	3	90分	後見事務の実際② 身上監護
	4	90分	民法の基礎
4日目	1	90分	社会福祉制度と介護保険
	2	90分	習志野市の制度と現状① 高齢者等
	3	90分	習志野市の制度と現状② 障がい者
	4	90分	権利擁護 日常生活支援事業
5.6日目	1	990分	体験実習(フィールドワーク) 施設訪問・後見人同行、レポート作成提出

日時	時限	時間	講義内容
7 日目	1	90 分	財産管理① 高齢者被害と消費契約
	2	90 分	財産管理② 相続・遺言・死後事務
	3	90 分	後見事務の実際③ 事例検討
	4	90 分	事例検討 グループワーク
	5	60 分	受講生スピーチ 閉講式
	合計	2,640 分	

平成 26 年度申込者数・・・29 名

受講者数・・・・・・・・・・27 名

受講修了者数・・・・・・・・・・27 名

資料2 平成27年度習志野市市民後見人養成フォローアップ研修
カリキュラム及び受講者数

日時	時限	時間	講義内容
1日目	1	90分	超高齢社会と成年後見制度
	2	90分	法定後見の実務Ⅰ
	3	90分	法定後見の実務Ⅱ
	4	90分	家庭裁判所の実務
2日目	1	90分	任意後見の実務
	2	90分	相続、遺言、死後事務について
	3	90分	後見活動の事例
	4	90分	グループワーク
	合計	720分	

市民後見人養成講座受講修了者数・・・27名

1日目受講者数・・・・・・・・・・20名

2日目受講者数・・・・・・・・・・16名

習志野市市民後見人養成講座 受講生募集!!

1. 趣旨

成年後見制度は、認知症高齢者や障がい者の増加に伴い、必要性が一層高まり、その需要はさらに増大する事が見込まれています。

判断能力が十分でない方に代わって、福祉サービスの契約や財産管理などの支援をする後見人は、弁護士などの専門職だけでなく、今後は、地域の事情に詳しく、きめ細かな対応が期待できる「市民後見人」が注目されています。

そこで市は、「市民後見人」の養成講座を開催することとし、社会貢献に意欲と情熱のある方の参加をお待ちしています！

2. 主催

NPO法人 成年後見なのはな
習志野市役所保健福祉部 高齢者支援課

3. 開催日

平成26年10月4日(土)～平成27年2月7日(土)
*上記期間中に43,5時間(7日間)の講座を行います。

4. 会場

講義：習志野市消防庁舎 5階 講堂
認知症サポーター養成講座：サンロード6階 大会議室
体験実習：(後日、お知らせします。)



習志野市イメージキャラクター
ナランド♪

5. 対象

*次の①から④のいずれにも当てはまる方が受講できます。

- ①習志野市に在住もしくは、勤務している方
- ②年齢が25歳以上おおむね70歳未満の方
- ③民法第7条、第11条、及び第15条に規定する後見、保佐及び補助開始の審判により被後見人等でない事
- ④民法第847条に定める後見人の欠格事由に該当しない方

6. 定員 20名

7. 受講料

- (1) テキスト代(一部負担) 1000円
- (2) 会場への交通費、食事等については受講者負担となります。

8. 講座日程

(1) 講義形式(座学)

年 月 日 曜日	時間帯	内容
平成26年10月 4日(土)	9:00 ~ 17:30	受講生スピーチ、市民後見人としての心構え、成年後見制度や民法の基礎知識、市民後見人の活動内容、後見対象者への理解、成年後見制度に関する習志野市の制度・現状等
11月22日(土)	9:00 ~ 16:20	
12月13日(土)	9:00 ~ 16:20	
平成27年 2月 7日(土)	9:00 ~ 17:30	
平成26年10月16日(木)	13:30 ~ 15:00	認知症サポーター養成講座 (受講済の方は省略可)

(2) 体験学習

年 月 日 曜日	時間帯	内容
平成26年12月～1月のうち2日間		認知症・知的障がい・精神障がいケースの訪問同行、ケース会議への参加を通じ、市民後見人の実務や対人援助の基礎等を学びます。

*原則、全日程の受講を出来る事。

*受講後必ず後見等を受任できるものではありません。

9. 受講生ガイダンス

平成26年9月20日(土) 午前10時～12時

場所 習志野市消防庁舎5階講堂

市民後見人養成講座受講にあたり、後見人の職務について概要を説明します。

当日、テキストと資料を配布します。

10. 申し込み締め切り

平成26年9月12日(金)(必着)

11. 申し込み先

下記まで FAX・郵便にてお申し込みください。

習志野市役所保健福祉部 高齢者支援課 担当:岡澤・清水・須藤

〒275-8601 習志野市津田沼5-12-4

TEL 047-453-9225

FAX 047-453-1825

申し込み(郵送・FAX用)

氏名	生年月日
住所	
電話	
職業(経歴)簡単に記載してください。	
志望動機	

習志野市成年後見センター設置検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第32条の2の「後見等に係る体制の整備等」を踏まえ、成年後見制度の利用に関する相談及び各種支援を行う成年後見センターの設置に関する事項を検討するため、習志野市成年後見センター設置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は次の事項を検討する。

- (1) 成年後見センターの設置、成年後見センターの行う支援の内容に関すること
- (2) 成年後見制度の普及に関すること
- (3) その他、成年後見センターに関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内を持って組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 見識を有する者
- (2) 福祉関係者
- (3) 成年後見制度に関わる専門職の団体から推薦された者
- (4) 市職員

2 前項に掲げる委員のほか、必要があると認められるときは、検討事項に関係のある者を臨時委員として委嘱することができる。

第4条 委員会には委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 委員長に事故等がある場合には、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、市長又は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 市長又は会長は、必要に応じ、検討会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会議の事務局を保健福祉部高齢者支援課に設置し、事務を処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月17日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、成年後見センターの設置が完了する日限り、その効力を失う。

構成委員

要 綱	所 属 等 名 称	氏名（敬称略）
(1) 見識を有する者	NPO法人成年後見なのはな 代表理事	土井 雅生
(2) 福祉関係者	習志野市社会福祉協議会	吉野 綾子
	東習志野地域包括支援センター	細野 武明
	障がい者相談支援事業所 旅人の木	保坂 優
(3) 成年後見制度に 関わる専門職の 団体から推薦さ れた者	公益社団法人 習志野市医師会理事 (成人保健、介護保険担当)	横山 正樹（第1回） 平野 智久（第2回以降）
	千葉県弁護士会	福田 佐知子
	公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート千葉県支部	清水 一
	一般社団法人千葉県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ千葉	田代 和美
(4) 市職員	高齢者支援課長	志摩 豊
	障がい福祉課（企画係長）	篠塚 美由紀（第3回まで） 鶴岡 拓人（第4回以降）
合 計		

資料 習志野市成年後見推センター設置検討委員会 検討内容

開催日	検 討 内 容
第1回 平成26年 5月28日	<p>1 <u>習志野市成年後見センター設置検討委員会について</u></p> <p>2 <u>市民後見人養成講座について</u> カリキュラム・募集要項について</p> <p>3 <u>成年後見センター設置について</u> 法人種別について</p>
第2回 平成26年 10月15日	<p>1 <u>市民後見人養成講座について</u> 受講生の志望動機 等</p> <p>2 <u>参考資料の紹介</u></p> <p>3 <u>習志野市における成年後見センターの取り組みについて</u> 平成27年度の予定</p>
第3回 平成27年 2月9日	<p>1 <u>市民後見人養成講座実施状況及び平成27年度実施事業について</u> 市民後見人養成講座実施状況及び受講修了者の受け入れについて 後見業務を実施している法人での活動や、社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業の支援員としての活動、市の登録（後の成年後見センターでの活動） 平成27年度の市民後見人養成フォローアップ研修について 平成26年度市民後見人養成講座受講修了者の学習内容の維持発展を図る。 平成27年度の相談支援事業について</p> <p>2 <u>成年後見センターの常設に向けた取り組みについて</u> 平成27年度の成年後見センター業務について 成年後見センター設置検討委員会の開催内容について 成年後見センター常設当初の市民後見推進体制図案 習志野市成年後見センター運営委員会の設置について 平成27年10月からの相談支援事業の実施に伴い、成年後見センターを設置したものとみなし、習志野市成年後見センター設置検討委員会を解散。新たな検討課題に対応すべく「習志野市成年後見センター運営委員会」を設置していく。 成年後見センターの受託法人について</p>
第4回 平成27年 7月22日	<p>1 <u>今後の市民後見人養成講座及び市民後見人養成フォローアップ研修について</u></p> <p>2 <u>成年後見センターの常設に向けた取り組みについて</u></p> <p>3 <u>習志野市成年後見センター設置検討委員会報告書（案）について</u></p>

第5回 平成27年 8月26日	1 習志野市成年後見センター設置検討委員会報告書（案）について
---------------------------	---------------------------------



習志野市成年後見センター設置検討委員会報告書

発行日 平成 27 年 10 月
発行者 習志野市 保健福祉部 高齢者支援課
住 所 〒275-8601
千葉県習志野市鷺沼 1 丁目 1 番 1 号
TEL (047) 451-1151 内線 236
FAX (047) 453-1825